

令和5年度 第2回淡路市国民健康保険運営協議会要約議事録

- 1 日 時 令和5年12月27日(水) 14:00~15:10
- 2 場 所 淡路市役所 1号館2階 大会議室1及び2
- 3 出席者 中山委員、東根委員、柏木委員、大橋委員
福富委員、濱口委員、辻本委員、長野委員
宮本委員、藪内委員、内海委員(15名中11名出席)
事務局(福祉総務課、健康増進課、税務課)
- 4 議 事 (1) 諮問
(2) 協議事項
淡路市国民健康保険税の税率の改正について
→事務局より説明
(3) 報告事項
- 5 質 疑 以下のとおり

(2) 協議事項

淡路市国民健康保険税の税率の改正について

審議事項 税率の見直しについて

【試算】 ①現在の保険税の税率を維持する。

(メリット) 増額とならないので、被保険者の負担軽減となる。

(デメリット) 基金繰入が必要となる。

②市町村標準保険税率に基づき、税率を見直す。

(メリット) 保険税の大きな過不足が発生しにくい。

(デメリット) 毎年税率を見直す必要があり、税率の上げ下げが発生しやすい。
基金残高がある中での増税となる。

③不足額分を補い、県運営方針に沿った保険税率を設定する。

(メリット) 保険税の大きな過不足が発生しにくい。

(デメリット) 基金残高がある中での増税となる。

(委員) 令和9年度に標準保険税率を採用した場合、納付金に対する歳入不足が生じた場合、必要額が補填されるということだが、令和8年度時点で基金残高に余裕があった場合、使い道は自由なのか。また、令和9年度以降は税率引き下げには使えないということか。

(事務局) 委員お見込のとおり。

(委員) そうなると極端な話だが、令和8年度までに基金残高を0円にしておく方が、税率の引き下げに使えるというのか。

(事務局) 委員お見込のとおり、標準保険税率採用以降は、基金を税率引き下げに使いなくなってしまうため、税率引き下げに基金を使うのであれば、令和8年度までに使っておく必要がある。

(委員) 基金を活用して、国保税率を令和9年度まで据え置いた場合、9年度の税率が急激な上昇となるのではないのか。

(事務局) 委員お見込のとおり。(資料1)の2ページにあるように、標準保険税率と比較して現行税率は低くなっているため、標準保険税率に切り替えた際には税率が上昇する可能性は高く、その時の上げ幅が大きいと感じられるということはある。

(委員) 急激な上昇を避けるため、標準保険税率に向けて段階的に税率をあげるか、もしくは基金を残していても税率引き下げには使えなくなるため、据え置くかという選択になる。

(委員) 令和9年度からは必ず標準保険税率を採用しなければならないのか。

(事務局) 必ず採用しなければならないということではない。国は令和12年度までに採用する方針を出している。兵庫県ではこれを令和9年度に採用しようとしているため、当市も令和9年度に採用する予定としているが、状況に応じて、採用を延期することは可能である。

(委員) 今回の税率で据え置いても基金が残る可能性もある。例えば基金残高が多く残る場合は、令和9年度時点では、標準保険税率を採用せず、標準保険税率と現行税率の間くらいの税率を設定し、基金残高を活用しつつ、急激な保険税率の上昇を避けるような方法もとれるのではないかと。

(事務局) その方法は可能である。一方で、令和9年度までに基金残高が枯渇してしまうと、県の貸付金を利用することとなり、標準保険税率の採用が遅れてしまう恐れがあるため、基金残高に若干の余裕は見ておきたい。

(委員) 事務局としては、この3案の中では、どの案が最適だと考えているのか。

(事務局) 基金残高がある現在の状況で、税率を引き上げるとするのは被保険者の理解を得るのが難しいということもあり、現行の税率を据え置く①の案が妥当と考える。また、前回諮問の際には、コロナ禍で所得等を見込むことが難しいということで、基金残高に不安が出た際には、3年を待たず、途中で税率を見直すこともあるといった条件を付けた経緯がある。今回も基金残高に不安が残るのであれば同様の条件を付けた答申としてはいかがかと。

(委員) 現状維持の方が市民の理解は得やすい。また、②や③の案では、今よりも基金残高が増加する懸念がある。

(委員) 標準保険税率の採用時期によって基金の活用方針が大きく変わるが、県の方針が変わる可能性もある事も考慮すれば、現行税率のままとりあえず1年間据え置き、基金残高の様子を見るのがいいのではないかと。

(委員) 先程の事務局の説明にもあったように、前回諮問の際には、基本は3年間この税率としながらも、不測の事態等で基金残高に不安が出るようであれば臨機応変に税率を再度検討しようということとなった。3年前と違い、物価高騰の流れもあるので、現状維持が良いのではないかと。

(委員) 国保税率の決定の際には、県から指導等はあるのか。それとも、市が単独で税率を決定して良いのか。

(事務局) 県からの指導等は無く、市が単独で税率を設定する事が可能。

(委員) これまでの協議の内容をまとめると、①の税率を据え置く案としながらも、3年間という期間にこだわらず、状況を見て税率の見直しを可能とする内容を含んだ答申案を事務局に作成いただき、次回の協議会で決定しようと思うが皆様いかがか。

(委員) 異議なし。

(3) 報告事項

- ①国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(産前産後保険税減免)

以 上